

# インドネシアのリース業の法規制に関する調査研究

公益社団法人リース事業協会

## はじめに

本レポートは、当協会が2015年度に実施した「インドネシアのリース業に関する法規制に関する調査研究」の成果を取りまとめたものである。

本調査研究の実施に際して、国際委員会の委員会社がインドネシアのリース業に関する法規制の実態を調査した上で、当該規制に関し高度な知見を有する西村あさひ法律事務所の杉山泰成弁護士、吉本祐介弁護士、Miriam Andreta インドネシア法弁護士に当該規制の論拠等を確認するために調査を委託し、その結果を国際委員会で審議して本レポートを取りまとめた。

本調査研究は、東アジア地域を中心に、わが国企業における海外投資の拡大が続く中、

わが国企業の公正かつ自由な経済活動を促進するため、当該地域における投資環境やリースに関する諸制度等について調査研究を行い、当該地域への展開に必要かつ有益な情報を広く社会に提供することを目的として行ったものであり、個別事案に対応するものではない。

また、本レポートは2016年3月現在の法令に基づき作成したものであり、本レポート作成後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について変動が生じる可能性もあるため、個別事案の参考とする際には、本レポートの記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに専門家に相談されたい。

当協会は、本レポートの利用によって生じた不利益等についていかなる責任も負わない。

## 調査研究項目

### 1. 事業及び契約に関する規制

- (1) 事業ライセンスの取得
- (2) 外国人社員の雇用・人事・インドネシア人社員の人材開発等に関する規制
- (3) 事業活動の制限
- (4) ファイナンス契約上の規制
- (5) リース債権の回収

### 2. 資本及び財務に関する規制

- (1) 外国企業の出資比率制限
- (2) 与信リスク軽減に関する措置
- (3) 健全性に関する規制
- (4) 対外債務に関する規制

## 用語の定義

言語法	国旗、国歌、国章及び国歌に関する法律（2009年法律24号）
ルピア	インドネシアルピア
BAPEPAM-LK	資本市場監督庁（Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan）
BKPM	投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal）
OJK	金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan）
2005年インドネシア銀行規則7号	インドネシア銀行規則7/14/PBI/2005
2006年財務省規則84号	財務省規則84/PMK.012/2006
2013年OJK規則4号	OJK規則4/POJK.05/2013
2014年OJK規則28号	OJK規則28/POJK.05/2014
2014年OJK規則29号	OJK規則29/POJK.05/2014
2014年OJK規則30号	OJK規則30/POJK.05/2014
2015年インドネシア銀行規則17号	インドネシア銀行規則17/3/PBI/2015

## 1. 事業及び契約に関する規制

### (1) 事業ライセンスの取得

日本企業を含む外国企業がインドネシアにおいて業務を行う場合には、①インドネシア国内に拠点を設定し、国内で（ドメスティック取引）サービスを提供する方法と②インドネシア国外の拠点から国内に（クロスボーダー取引）でサービスを提供する方法との2つに分かれる。

#### ①ドメスティック取引

投資法（2007年法律25号）は、外国からの投資は法律に別段の定めのない限り、インドネシア共和国の法律に基づいて株式会社（*Perseroan Terbatas*）の形態で行わなければならないと規定している<sup>1</sup>。

リース事業を営む株式会社は、OJK<sup>2</sup>からファイナンス会社（*Perusahaan Pembiayaan*）の免許を取得する必要がある<sup>3</sup>。外国企業がインドネシアで株式会社を設立する場合、一般的には投資調整庁（*Badan Koordinasi Penanaman Modal*、以下「BKPM」という。）が窓口となるが、金融サービス庁（*Otoritas Jasa Keuangan*、以下「OJK」という。）は、BKPMに対して外国投資に関する権限を委託していないことから、BKPMは窓口とならない。

免許申請は、指定された書式を使用し、OJK宛てに提出する<sup>4</sup>。申請に際しては、ファイナンス会社の設立証書、株主の情報、2年分の

事業計画などを提出する必要がある<sup>5</sup>。

#### ②クロスボーダー取引

インドネシア国外からインドネシア国内に対してリース取引を行うことができるかに関する明文の規定はない<sup>6</sup>。この点、インドネシア国内で事業を行っているときみなされる場合には前記投資法に違反することから、クロスボーダーのリース取引を行う場合には、インドネシア国内で事業を行っているときみなされないか担当官庁に照会などを行い慎重に検討する必要がある。

### (2) 外国人社員の雇用・人事・インドネシア社員の人材開発等に関する規制

#### a) 外国人社員の雇用に一般的に適用される制限

ファイナンス会社に限らず、通常の株式会社が外国人労働者を雇用する場合には、雇用期間の制限など様々な制限が加えられている。外国人労働者の雇用は、インドネシア人が担当できない分野において、インドネシア人が技能を習得するまでの限定的な期間に限って認めるといえることが基本的な考え方としてあるといえる。

#### b) ファイナンス会社に特別に適用される規制

##### ①就任可能業務、人数要件など

外国人がファイナンス会社において就任できる役職は、取締役、コミサリス<sup>7</sup>、取締役の一段階下の役職、アドバイザー

<sup>1</sup> 投資法5条2項。

<sup>2</sup> 以前は資本市場監督庁（*Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan*、以下「BAPEPAM-LK」という。）がファイナンス会社を監督していたが、金融監督を一元化するため、2012年12月31日をもってBAPEPAM-LKからOJKに監督権限が移行された（金融サービス庁に関する法律（2011年法律21号）55条1項）。

<sup>3</sup> OJKの統計によれば、ファイナンス会社の免許を保有する会社は、2015年12月現在203社である。

<sup>4</sup> 2014年OJK規則28号4条1項。

<sup>5</sup> 2014年OJK規則28号4条2項。

<sup>6</sup> WTO加盟に際してのインドネシア政府のコミットメントにおいても、海外からのファイナンス・リース取引については、「Unbound」とされており、WTO協定により外国企業に解放された分野とはなっていない。

<sup>7</sup> 取締役会に対して助言及び監督する権限を有するコミサリス会のメンバーで、日本の株式会社の監査役に相当する。

及びコンサルタントに限定される<sup>8</sup>。

2,000 億ルピアを超える資産を保有するファイナンス会社は、少なくとも3人の取締役を有する必要がある<sup>9</sup>、外国会社が株主となっているファイナンス会社の取締役の半数以上は、インドネシア人でなければならない<sup>10</sup>。取締役は、インドネシアに居住することが必要とされており、非居住の取締役は認められない<sup>11</sup>。

2,000 億ルピアを超える資産を保有するファイナンス会社は、少なくとも二人のコミサリスを有する必要がある<sup>12</sup>、その内の最低一人は独立コミサリスでなければならない<sup>13</sup>。独立コミサリスは、インドネシアに居住するインドネシア人である必要がある<sup>14</sup>。独立コミサリスを選任する必要がない場合であっても、少なくとも1名のコミサリスがインドネシアに居住していなければならない<sup>15</sup>。

ファイナンス会社が外国人を従業員（取締役の一段階下の役職、アドバイザー及びコンサルタント）として雇用する場合、ファイナンス会社は、外国人の雇用の30日前までに、技能を示す書類を添付した書類、外国人の雇用期間中の職業訓練に関する年間契約などを OJK に提出しなければならない<sup>16</sup>。

<sup>8</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 2 項参照。

<sup>9</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 8 条 1 項。これに対して、ファイナンス会社の資産が 2,000 億ルピア以下の場合、取締役の人数は 2 名でもよい（2014 年 OJK 規則 30 号 8 条 2 項）。

<sup>10</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 8 条 4 項。

<sup>11</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 8 条 5 項。

<sup>12</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 18 条 1 項。これに対し、ファイナンス会社の資産が 2,000 億ルピア以下の場合、コミサリスの人数は 1 名でもよい。

<sup>13</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 23 条。

<sup>14</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 24 条 e 号、f 号。

<sup>15</sup> 2014 年 OJK 規則 30 号 18 条 2 項。

<sup>16</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 6 項。

## ②フィット・アンド・プロパーテスト

ファイナンス会社の取締役及びコミサリスは、インドネシア人か外国人かを問わず、OJK によって実施されるフィット・アンド・プロパーテスト (*Penilaian kemampuan dan kepatutan*) に合格しなければならない<sup>17</sup>。

また、外国人従業員は、取締役又はコミサリス以外に就任する場合であっても、OJK によって実施される適合・適正テストに合格しなければならない<sup>18</sup>。

すでにフィット・アンド・プロパーテストに合格し、取締役等として就任している者も役職が変更する場合（例えば、取締役がコミサリスになる場合）や他社の取締役等に就任する場合には、再度フィット・アンド・プロパーテストに合格しなければならない<sup>19</sup>。

フィット・アンド・プロパーテストに際しては、受験者の能力、廉潔性及び金融における信用が考慮される<sup>20</sup>。OJK は、面接に際して通訳を付けることも認めていたが、この点は OJK の運用によることから事前に確認する必要がある。

フィット・アンド・プロパーテストにおいては、インドネシア法やファイナンス会社に関する法規制の詳細、就任しようとするファイナンス会社の業務などが質問されることがあるので、事前の準備が必要となる。

さらに、財務担当の取締役など専門性を要求される者であれば、専門に関する質問がなされる。

<sup>17</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 2 条、2014 年 OJK 規則 30 号 10 条 1 項、19 条 1 項。

<sup>18</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 7 項。

<sup>19</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 4 条の解説。

<sup>20</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 6 条 1 項。

フィット・アンド・プロパーテストは、OJK からフィット・アンド・プロパーテストを受けることを命じられた場合を除き、ファイナンス会社の取締役が OJK に申請して受験する<sup>21</sup>。

フィット・アンド・プロパーテストの結果は、申請から 60 日以内に OJK からファイナンス会社に通知されるものとされているが<sup>22</sup>、フィット・アンド・プロパーテストの試験枠が既に埋まっており、受験までに相当の期間が必要となることもあるようである。

フィット・アンド・プロパーテストに合格した場合、合格結果は、5 年間有効である<sup>23</sup>。フィット・アンド・プロパーテストに合格した者は、OJK から結果を受領した後 3 ヶ月以内に申請した職務に就任しなければならない<sup>24</sup>。

他方、フィット・アンド・プロパーテストに合格しなかった場合、再受験の申請が OJK から結果を受領した時から 1 年間できなくなる<sup>25</sup>。

### ③証明書の取得

フィット・アンド・プロパーテスト合格に加えて、ファイナンス会社の一定の役職員は、以下の証明書を取得する必要がある<sup>26</sup>。証明書取得は、役職員の国籍を問わず要求される。証明書は、PT. Sertifikasi Profesi Pembiayaan Indonesia<sup>27</sup>が発行する。

### 【役職と必要な証明書】

役職	必要な証明書
支店長から取締役の一段階下までの管理職	ベーシック・レベル
取締役	アドバンス・レベル
コミサリス	ベーシック・レベル
リスク管理を担当する取締役及び取締役の一段階下の役職	リスク管理に関するアドバンス・レベル
回収を担当する従業員及び派遣社員	回収に関する証明書

### c) インドネシア人社員の人材開発

ファイナンス会社は、従業員に対する職業訓練を行う<sup>28</sup>。職業訓練は、自社内での研修と社外の研修への参加のいずれも認められている<sup>29</sup>。また、外国人役職員もインドネシア人への技術移転のために、インドネシア人に対して職業訓練を行う<sup>30</sup>。

これらの職業訓練のために、役職員の給与総額の 2.5%以上支出する必要がある<sup>31</sup>。

ファイナンス会社は、各暦年終了後 1 ヶ月以内に、職業訓練に関する報告を OJK に対して行うものとされている<sup>32</sup>。

### (3) 事業活動の制限

2014 年 OJK 規則 29 号の制定以前においては、ファイナンス会社の業務は、リース、ファクタリング、クレジット・カード及びコンシューマー・ファイナンスの 4 業務とされていた<sup>33</sup>。

2014 年 OJK 規則 29 号は、ファイナンス会社の業務をより詳細に規定しており、以下の業務が認められている<sup>34</sup>。

<sup>21</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 7 条 1 項、2 項。

<sup>22</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 18 条 1 項、2 項。

<sup>23</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 18 条 4 項。ただし、主要株主のフィット・アンド・プロパーテストに関しては有効期間に期限はない（同条 5 項）。

<sup>24</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 19 条 1 項。

<sup>25</sup> 2013 年 OJK 規則 4 号 18 条 6 項。

<sup>26</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 50 条。

<sup>27</sup> <https://www.sppi.co.id/>

<sup>28</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 16 条 1 項。

<sup>29</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 16 条 1 項、2 項の解説。

<sup>30</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 3 項、4 項。

<sup>31</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 16 条 2 項。

<sup>32</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 16 条 4 項。

<sup>33</sup> 2006 年財務省規則 84 号 2 条。

<sup>34</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 2 条以下。

**【ファイナンス会社の業務】**

業務	目的 <sup>35</sup>	融資期間 <sup>36</sup>	融資形式 <sup>37</sup>
投資ファイナンス <sup>38</sup>	資本財及びサービスの取得	2年超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンス・リース</li> <li>・セール・アンド・リースバック</li> <li>・償還請求権のあるファクタリング</li> <li>・割賦販売</li> <li>・プロジェクト・ファイナンス</li> <li>・インフラ・ファイナンス</li> <li>・その他 OJK が承認したファイナンス</li> </ul>
運転資金ファイナンス	事業活動における費用支払い	2年以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セール・アンド・リースバック</li> <li>・ファクタリング（償還請求権の有無を問わない。）</li> <li>・運転資金ファシリティー</li> <li>・その他 OJK が承認したファイナンス</li> </ul>
多目的ファイナンス	事業活動以外の債務者の消費又は使用のために必要とされる物又はサービスの取得	制限無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンス・リース</li> <li>・割賦販売（ファイナンス会社が発行したクレジット・カードの利用も含まれる<sup>39</sup>。）</li> <li>・その他 OJK が承認したファイナンス</li> </ul>

**【融資形式の詳細（例）】**

ファイナンス・リース	ファイナンス会社が債務者に物を一定期間提供し、その物の便益とリスクの大部分を債務者に移転する <sup>40</sup> ファイナンス活動 <sup>41</sup> 。 物の所有権は、ファイナンス会社が保有する <sup>42</sup> 。 リース対象物には、ファイナンス会社の名称及び場所並びにファイナンス・リースの対象である旨を記載した印を付けなければならない <sup>43</sup> 。
セール・アンド・リースバック	債務者からファイナンス会社への物の売却と同時に、その物を同じ債務者にファイナンス・リースするファイナンス活動 <sup>44</sup> 。

<sup>35</sup> 2014年 OJK 規則 29号1条2項乃至4項。

<sup>36</sup> 2014年 OJK 規則 29号1条2項乃至4項。

<sup>37</sup> 2014年 OJK 規則 29号4条。

<sup>38</sup> 投資ファイナンスについては、物又はサービスの調達以外の目的でのファイナンスの提供は禁止されている（2014年 OJK 規則 29号52条）。

<sup>39</sup> 2014年 OJK 規則 29号4条3項bの解説。

<sup>40</sup> 便益とリスクの大部分が移転したかの判断は、会計基準に従う（2014年 OJK 規則 29号8条の解説）。

<sup>41</sup> 2014年 OJK 規則 29号1条5項、8条。

<sup>42</sup> 2014年 OJK 規則 29号8条2項。

<sup>43</sup> 2014年 OJK 規則 29号9条。

<sup>44</sup> 2014年 OJK 規則 29号1条6項。

「健全 (Sehat)」という金融健全性レベル (Tingkat Kesehatan Keuangan) を保有し、OJK の処分の対象となっていないファイナンス会社は、OJK の認可を受けることにより、上記に列挙されていない投資ファイナンス、運転資金ファイナンス及び多目的ファイナンス並びにその他のファイナンス事業を行うことができる<sup>45</sup>。

OJK への許可の申請に際しては、開発する商品、事業の見通しに関する分析などを記載した書面を添付しなければならない<sup>46</sup>。

以上の業務に加え、ファイナンス会社は、オペレーティング・リース<sup>47</sup>及び金融商品の販売促進などの金利収入ではなく手数料収入を中心とするフィー・ベースの事業を行うことができる<sup>48</sup>。

なお、インドネシア法人がオペレーティング・リースのみを行う場合、上記のファイナンス会社の業務を行うことにはならないことから、ファイナンス会社の免許を取得する必要はないと考えられるが、どのライセンスを取得すればよいか明確ではない。

また、ネガティブリストにおいて、下記の業務は、外国企業が直接的又は間接的に株主となっているインドネシア企業は行うことができないとされている<sup>49</sup> ことにも留意する必要がある。

- 陸上輸送機レンタルサービス (オペレーターをつかないレンタル)
- 農業機器レンタル
- 建設・土木機器及び装備レンタル
- オフィス機器及び装備レンタル (コンピューター含む)
- 他に分類されない下記を含むその他の機器と装備レンタル

- 発電機
- 繊維用機械
- 金属/木材加工/工作機械
- 印刷機械
- 電気溶接機械

#### (4) ファイナンス契約上の規制

##### a) 法令に明記されている規制

###### ①インドネシア語の使用強制

言語法は、インドネシア人やインドネシア企業との間の覚書又は合意などについては、インドネシア語を使用しなければならないと規定している<sup>50</sup>。

そのため、インドネシア人やインドネシア企業との契約においては、インドネシア語版を作成する (単に翻訳を作成するだけではなく、インドネシア語版にも署名するか外国語とインドネシア語の併記にする) 必要があると考えられる。

言語法の施行日 (2009年7月9日) 後に締結した契約でインドネシア語版が作成されていないものについても、新たにインドネシア語版を作成することを検討すべきと考えられる。

なお、外国語版 (特に英語版) とインドネシア語版の双方を作成する場合、外国語版で契約当事者が合意を形成することから、両者に齟齬があるときは外国語版が優先すると規定することがほとんどであるが、かかる規定の有効性は明らかではない。

###### ②インドネシアルピアの使用強制

通貨法 (2011年法律7号) は、ルピアの利用を義務づけていたが、通貨法は現金取引だけに適用され、銀行振込などには適用されないと一般的に解釈され、実際に銀行振込みでは米国ドルなどルピア以外の通

<sup>45</sup> 2014年OJK規則29号5条1項。

<sup>46</sup> 2014年OJK規則29号5条2項。

<sup>47</sup> リース対象物の便益とリスクの一定部分が移転しないリースをいう (2014年OJK規則29号2条2項の解説)。

<sup>48</sup> 2014年OJK規則29号2条2項。

<sup>49</sup> 2014年大統領令39号5条。

<sup>50</sup> 言語法31条1項。

貨が使用されていた。

しかしながら、インドネシア銀行は、2015年3月31日、通貨法に基づき、現金取引に限らず、銀行振込を含むインドネシア国内の全ての取引についてルピアの使用を強制する2015年インドネシア銀行規則17号を制定した。2015年インドネシア銀行規則17号は、現金取引以外の取引についても2015年7月1日から適用されており<sup>51</sup>、違反した場合には取引金額の1%（最高10億ルピア）の罰金が科される可能性がある<sup>52</sup>。

2015年インドネシア銀行規則17号におけるルピア使用義務の例外は、国際金融取引、インフラプロジェクトに関する取引、インドネシア銀行により適用除外と認められた取引などに限定されている<sup>53</sup>。

リース契約においても、クロスボーダーリース（国際金融取引）やインフラプロジェクトに関するリースなどに該当しない限り、ルピア建てでの取引とする必要があるのが原則であり、インドネシア銀行がどの範囲の取引に適用除外を認めてくれるかについても明確とはなっていない。

### ③資本財以外のリースの禁止

財務省告示 No. 1169/KMK.01/1991 によれば、ファイナンス会社は、資本財 (*Barang Modal*) についてのみリースを行うことができる<sup>54</sup>とされている。

資本財とは、一定の条件を充足する土地を含む有形固定資産を意味し、自動車などの資本財以外のものは含まれない<sup>55</sup>。財務省告示 No. 1169/KMK.01/1991 に違反した

場合、警告状の発行、事業の停止又は事業許可の剥奪という行政罰が課される可能性がある。

しかしながら、ファイナンス会社は、実務上自動車など資本財以外のリースも行っており、OJK もこのような実務を認識しつつ、何らの処分も科していない。資本財以外のリースの禁止は、実務上空文化していると考えられる。

なお、財務省告示 No. 1169/KMK.01/1991 上は、ファイナンス会社が資本財のリース取引を行ってよいことになるが、インドネシアの不動産法制上、法人は、外資系か否かを問わず、土地の所有権 (*Hak Milik*) を有することができないことに注意する必要がある<sup>56</sup>。外資系のインドネシア会社であったとしても、建設権 (*Hak Guna Bangunan*) や使用权 (*Hak Pakai*) を保有することは可能である<sup>57</sup>。

### ④リース契約の内容に関する制限

リース契約を含むファイナンス契約には、下記の事項が規定されていなければならない<sup>58</sup>。

- 事業活動の種類及びファイナンスの種類
- 契約番号及び契約日
- 当事者の特定事項
- ファイナンス対象の物又はサービス、これらの価額
- 債権の総額及び割賦払いの価額
- ファイナンス期間及び利率

<sup>56</sup> 1960年法律5号21条。

<sup>57</sup> 1960年法律5号36条(1)b、42条c。

<sup>58</sup> 2014年OJK規則29号8条1項、3項。なお、財務省告示No. 1169/KMK.01/1991第9条もファイナンス契約の内容について規定している。同財務省告示は、未だ廃止されていないが、OJKは、2014年OJK規則29号8条と同財務相規則9条の内容が抵触する場合には、2014年OJK規則29号8条が優先すると解釈しているようである。

<sup>51</sup> 2015年インドネシア銀行規則17号23条。

<sup>52</sup> 2015年インドネシア銀行規則17号18条2項。

<sup>53</sup> 2015年インドネシア銀行規則17号4条以下。

<sup>54</sup> 財務省告示No. 1169/KMK.01/1991第6条。

<sup>55</sup> 財務省告示No. 1169/KMK.01/1991第1条b。

- 担保物件（もしあれば）
- ファイナンスに関する費用の詳細（調査費用、保険・担保・譲渡担保費用、引当費用、公証人費用など）
- （譲渡担保を設定する場合）譲渡担保に関する明示規定
- 紛争時のメカニズム及び紛争解決手段
- 当事者の権利及び義務
- 違約金
- （ファイナンス・リースの場合）セキュリティ・デポジットの金額

また、約款を利用した取引を行う場合、約款でファイナンス会社の責任又は義務を消費者に転嫁する条項（ファイナンス会社の免責条項など）などを規定することは禁止されている<sup>59</sup>。

#### ⑤サブリースの禁止

ファイナンス・リースの場合、ファイナンス会社は、リース契約においてレシーがリース物件をサブリースすることを禁止する旨規定しなければならない<sup>60</sup>。

#### b) 法令に明記されていない規制

OJK は、ファイナンス会社が資本財以外のリースの禁止規定に関わらず、自動車のリースを行っていることを認識及び許容しているが、許容している自動車のリースは、商業目的で利用される車両のリースに限定しているようである。

#### (5) リース債権の回収

インドネシアの倒産手続きについては、破産法（2004 年法律 37 号）しか制定されていないが、破産法が破産手続きに加えて、債務者の再生の為の支払い停止手続きを定めている。

また、破産法を利用しない任意整理も行われ

ているが、任意整理に関するガイドライン等は定められておらず、債権者の権利を縮減するためには、債権者の個別の同意を得る必要がある。

倒産手続きについてファイナンス・リースに関する規定は特段存在しないため、レシーは、倒産手続きが開始した場合であっても自らの所有権に基づく権利行使が可能であると考えられる。ただし、支払い停止手続きにおいては、管財人が所有権に基づく権利行使を認めず、ファイナンス・リースに基づく債権を無担保債権として取り扱うこと<sup>61</sup>もあることに留意が必要である。

## 2. 資本及び財務に関する規制

### (1) 外国企業の出資比率制限

2014 年 OJK 規則 28 号は、ファイナンス会社への外国企業の出資比率要件について、外国企業は、直接的又は間接的に、リース業に従事する株式会社の最大 85%の株式を保有できると規定している<sup>62</sup>。

この点、2014 年 OJK 規則 29 号以前は、実務上、インドネシア法人であれば、外国企業が株主となっている会社であっても、残り 15%の株式を保有することができるとされていた。

この取扱いは、BKPM の外資規制に関する解釈とは異なるが、BAPEPAM-LK の時代から一貫して認められていた。

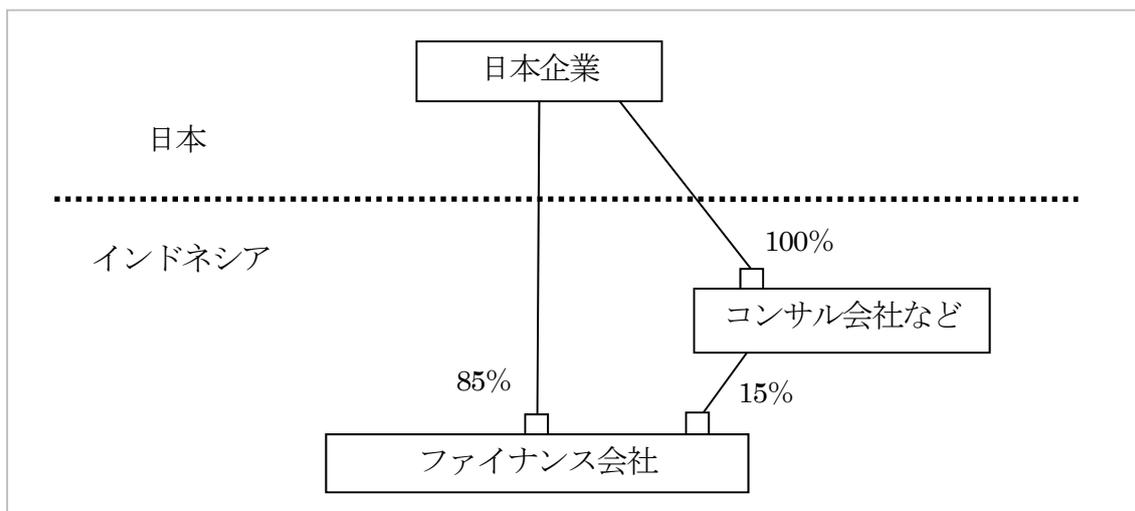
すなわち、下図のスキームを用いれば、外国企業が実質的にファイナンス会社の株式 100%を保有することができていた。

<sup>61</sup> 無担保債権と取り扱われた場合、再生計画に反対したファイナンス会社も再生計画に拘束され、再生計画に従った権利の縮減を受けることになる。

<sup>62</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 10 条。

<sup>59</sup> 2013 年 OJK 規則 1 号 (1/POJK.07/2013) 22 条 3 項。

<sup>60</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 8 条 3 項。



2014年OJK規則29号においては、外資保有比率の上限85%の残りの15%は、外国企業が直接的にも間接的にも保有していないインドネシア企業が保有しなければならないとされている。そのため、上記のスキームによるファイナンス会社の設立は認められず、2014年OJK規則29号制定前からすでに、外国企業が実質的に100%保有する上記スキームでファイナンス会社を設立しようとした欧州企業がライセンス申請を拒絶された事例も出ていた。

2014年OJK規則29号では、2014年OJK規則29号制定日（2014年11月19日）以前に既にライセンスを取得しているファイナンス会社については新規則を適用しないという、いわゆるグランドファーザー・ルールを定めており<sup>63</sup>、外資規制に関する取扱の変更が外国企業が実質的に100%の株式を保有している既存のファイナンス会社に直ちに影響を与えるわけではない。しかしながら、増資や株主の変更がある場合には2019年12月31日以降にグランドファーザー・ルールの適用がなくなることが規定されており<sup>64</sup>、この場合2014年OJK規則29号に従う必要がある。

なお、2014年大統領令39号は、外資規制は、インドネシア国内の資本市場を通じた間接投資やポートフォリオ投資には適用されないと規定している<sup>65</sup>。そのため、ジャカルタ証券取引所上場会社がファイナンス会社の外資保有比率の上限85%の残りの15%の株式を保有することは、たとえ外国会社がこの上場会社の株主となっていたとしても、認められ得るものと考えられる。

また、ファイナンス会社を支配する株主は、インドネシア法人か外国法人かに関わらず、フィット・アンド・プロパーテストに合格する必要がある<sup>66</sup>。「支配」の意義については、後記(3)e)①記載の通りであり、総議決権の25%以上を保有する株主が支配株主とみなされる。支配株主のフィット・アンド・プロパーテスト受験に際しては、原則として支配株主の代表者がOJKを訪問して面接を受ける必要があり、外国企業にとっては負担となり得る。ただし、代表者以外の取締役が面接を受けることが認められることもある。

<sup>63</sup> 2014年OJK規則29号81条。

<sup>64</sup> 2014年OJK規則29号81条2項。

<sup>65</sup> 2014年大統領令39号5条。

<sup>66</sup> 2014年OJK規則30号4条。

## (2) 与信リスク軽減に関する措置

ファイナンス会社は、以下の方法により、信用リスクの軽減を図らなければならない<sup>67</sup>。

- OJK からライセンスを付与された保険会社若しくは保証機関が提供する信用保険の付保又は担保の設定によるファイナンス・リスクの移転<sup>68</sup>
- OJK からライセンスを付与された保険会社が提供する保険付保によるファイナンス対象物又はファイナンス債権を担保する物のリスクの移転<sup>69</sup>
- ファイナンス対象物又はファイナンス債権を担保する物についての譲渡担保設定<sup>70</sup>。ただし、ファイナンス会社は、譲渡担保設定に必要な書類を債務者から取得するだけでは足りず、ファイナンス契約締結から1ヶ月以内に譲渡担保の設定登録を行う必要がある<sup>71</sup>。

## (3) 健全性に関する規制

### a) 自己資本規制

#### ①最低資本金

株式会社形態のファイナンス会社の設立時最低払込資本金は、1,000 億ルピアである<sup>72</sup>。

#### ②設立後の自己資本

ファイナンス会社は、1,000 億ルピアの自己資本を有しなければならない<sup>73</sup>。

自己資本額は、下記の金額の合計とされている<sup>74</sup>。

- |     |  |
|-----|--|
| i   | 払込資本金  |
| ii  | 資本準備金 (増資プレミアム ( <i>agio</i> ) / 負のプレミアム ( <i>disagio</i> )、エクイティ証券発行費用及び会計基準に従ったその他の金額) |
| iii | 共通支配下の法人のリストラクチャリング取引の差額   |
| iv  | 留保利益又は損失   |
| v   | 今期の利益又は損失  |
| vi  | 自己株式   |
| vii | その他のエクイティ要素  |

### ③自己資本に対する払込資本金の比率

ファイナンス会社の自己資本の払込資本金に対する割合は 50%以上でなければならない<sup>75</sup>。

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{払込資本金}} \geq 50\%$$

2014 年のファイナンス会社全社を総合した自己資本の払込資本金に対する割合は 266.74%である<sup>76</sup>。

### ④自己資本比率規制

ファイナンス会社は、10%以上の自己資本比率を維持しなければならない<sup>77</sup>。自己資本比率は、下記の計算式で計算される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{調整後資本}}{\text{調整後資産}}$$

自己資本比率の計算方法の詳細は、OJK が制定する通達によるとされている<sup>78</sup>。

<sup>67</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 18 条。

<sup>68</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 18 条 2 項 a、19 条 1 項。

<sup>69</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 18 条 2 項 b、20 条 1 項。

<sup>70</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 18 条 2 項 c。

<sup>71</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 21 条 1 項、22 条。

<sup>72</sup> 2014 年 OJK 規則 28 号 10 条 1 項 a。

<sup>73</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 37 条 1 項 a。ただし、2014 年 OJK 規則 29 号制定以前に事業ライセンスを取得しているファイナンス会社については、自己資本額は、下記の通りとされ、猶予措置が設

けられている (2014 年 OJK 規則 29 号 37 条 2 項)。

2016 年 12 月 31 日まで : 400 億ルピア

2019 年 12 月 31 日 : 1,000 億ルピア

<sup>74</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 1 条 17 項。

<sup>75</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 38 条。

<sup>76</sup> OJK の 2014 年 年次報告。

<sup>77</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 26 条 1 項。

<sup>78</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 26 条 3 項、4 項。

しかしながら、OJK は、通達を未だ制定しておらず、自己資本比率を具体的にどのように計算するのか、また自己資本比率に関してどのような規制がなされるか不明である。

#### b) 収益性に関する規制

2014 年 OJK 規則 29 号は、ファイナンス会社の利益を生み出す能力の評価に関する規定を設けているが、詳細は OJK が制定する通達によるとされている<sup>79</sup>。しかしながら、OJK は、通達を未だ制定しておらず、収益性に関してどのような規制がなされるか不明である。

#### c) 流動性に関する規制

2014 年 OJK 規則 29 号は、流動資産と流動負債との比率に関する規定を設けているが、詳細は OJK が制定する通達によるとされている<sup>80</sup>。しかしながら、OJK は、通達を未だ制定しておらず、流動性に関してどのような規制がなされるか不明である。

#### d) 総資産に対するファイナンス債権の比率

ファイナンス会社は、事業ライセンス取得後 3 年以内に、総資産に対するファイナンス債権を 40%以上としなければならない<sup>81</sup>。ただし、ファイナンス会社が増資を行った場合、1 年間この比率の維持が免除される<sup>82</sup>。

$$\frac{\text{ファイナンス債権純額}}{\text{総資産額}} \geq 40\%$$

ファイナンス債権純額は、ファイナンス債権総額から繰延収益及び回収不能のための引

当金を控除した残額を意味する<sup>83</sup>。残存元本総額がファイナンス債権の金額とみなされる<sup>84</sup>。

2014 年のファイナンス会社全社を総合した総資産に対するファイナンス債権の比率は、87.10%となっている<sup>85</sup>。

#### e) ファイナンスの制限

##### ①関係当事者へのファイナンス

ファイナンス会社の関係当事者へのファイナンスは、自己資本の 50%までとされている<sup>86</sup>。

関係当事者には、ファイナンス会社を支配する個人又は法人、ファイナンス会社が支配している法人などが含まれる<sup>87</sup>。

ファイナンス会社は、関係当社のリストを作成し、管理しなければならない<sup>88</sup>。

上記における「支配」とは、以下の個人又は法人を意味する<sup>89</sup>。基準となる議決権割合が 25%と他の法令よりも低い割合となっている。

法人	法人以外の者
<ul style="list-style-type: none"> <li>総議決権の 25%以上の議決権を有する個人又は法人</li> <li>総議決権の 25%未満の議決権しか保有しないが、直接的又は間接的に会社を支配していると証明された個人又は法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接的又は間接的に、経営委員会、監督委員会、その他類似の機関における決定権を有し、これらの機関の行為に影響を与える個人又は法人</li> </ul>

<sup>83</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 36 条 2 項。

<sup>84</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 28 条 2 項の解説。

<sup>85</sup> OJK の 2014 年年次報告。

<sup>86</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 39 条 1 項。

<sup>87</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 39 条 2 項。

<sup>88</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 39 条 3 項。

<sup>89</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 1 条 21 項。

<sup>79</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 34 条。

<sup>80</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 35 条。

<sup>81</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 36 条 1 項、3 項。

<sup>82</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 36 条 4 項。

## ②関係当事者以外の者へのファイナンス

ファイナンス会社の関係当事者以外の者へのファイナンスは、1社あたり自己資本額の20%まで、1グループあたり自己資本額の50%までに制限されている<sup>90</sup>。

債務者が所有、管理又はファイナンスを通じて他の債務者を支配している場合、同一のグループに所属しているとされ、債務者が他の債務者を支配している場合などは同一グループとなる<sup>91</sup>。

## f) 資金調達に関する規制

ファイナンス会社は、ローン契約に基づき、インドネシア国内外の銀行その他の事業者から資金調達を行うことができるが、下記の規制が適用される。

### ①ギアリング比率規制

ファイナンス会社のギアリング比率は、10倍を超えてはならないとされている<sup>92</sup>。

ギアリング比率は、下記の算式で算定される<sup>93</sup>。

$$\text{ギアリング比率} = \frac{\text{借入総額}}{\text{自己資本額} + \text{劣後ローン金額} - \text{株式参加金額}}$$

株式参加金額とは、ファイナンス会社が保有している他の会社の株式の金額を意味する。

借入総額には、劣後ローンの金額も含まれる<sup>94</sup>。自己資本額に加算される劣後ローンは、払込資本金額の50%までに制限される<sup>95</sup>。

2014年のファイナンス会社全社を総合

したギアリング比率は、3.60とされている<sup>96</sup>。

### ②担保提供の禁止

ファイナンス会社は、自己の借入について担保を提供することが禁止されている<sup>97</sup>。

実務上は、第三者のための担保権の設定は禁止されておらず、ファイナンス会社が保証人となることだけが禁止されていると解釈されている。しかしながら、裁判所が同様の解釈を採用するか不明確である。担保提供の禁止に違反した場合には、警告状の発行、事業の停止又は事業ライセンスの剥奪という行政罰が課される可能性がある。

### ③その他の借入に関する制限

銀行以外の事業者からの貸付により資金が調達されている場合には、貸付金の最低金額は10億ルピアとされ、また返済期間は1年以上とする必要がある<sup>98</sup>。

劣後ローンについては、返済期間を5年以上とし、公正証書で契約を作成する必要がある<sup>99</sup>。

ファイナンス会社は、担保以外の目的で約束手形を発行することが禁止されている<sup>100</sup>。

## g) 貸倒引当金計上義務

ファイナンス会社は、法令に定められた比率の貸倒引当金を計上することが求められており、引当金を自己資本に対する払込資本金の比率（前記a）③）、自己資本比率（前記a）④）、総資産に対するファイナンス債権の比率

<sup>90</sup> 2014年OJK規則29号40条1項、2項。

<sup>91</sup> 2014年OJK規則29号40条3項。

<sup>92</sup> 2014年OJK規則29号46条1項。

<sup>93</sup> 2014年OJK規則29号46条2項。

<sup>94</sup> 2014年OJK規則29号46条2項の解説。

<sup>95</sup> 2014年OJK規則29号46条3項。

<sup>96</sup> OJKの2014年年次報告。

<sup>97</sup> 2014年OJK規則29号51条b。

<sup>98</sup> 2014年OJK規則29号44条。

<sup>99</sup> 2014年OJK規則29号45条。

<sup>100</sup> 2014年OJK規則29号51条c。

(前記 d) ) 及びギアリング比率 (前記 f) ①) の計算や関係当事者へのファイナンスの制限 (前記 e) ) に際して考慮されるとされているが<sup>101</sup>、具体的な計算方法は明示されていない。

貸倒引当金は、下記の比率以上としなければならない<sup>102</sup>。

なお、債権の金額からは、担保により保全されている金額を控除することができる。

契約金額が 30 億ルピア以上の場合、ファイナンス会社は、延滞期間に加えて、債務者の返済能力、財務実績、事業見込みを考慮して債権区分を決定することができる<sup>103</sup>。

#### 【貸倒引当金の比率】

比率	債権区分	債権の詳細 <sup>104</sup>
1%	正常先 ( <i>lancar</i> )	元利金の返済に遅延がない、又は遅延が 30 日以内の債権
5%	要注意先 ( <i>dalam perhatian khusus</i> )	元利金の返済遅延が 30 日超 90 日までの債権
15%	破綻懸念先 ( <i>kerang lancar</i> )	元利金の返済遅延が 90 日超 120 日までの債権
50%	実質破綻先 ( <i>diragukan</i> )	元利金の返済遅延が 120 日超 180 日までの債権
100%	破綻先 ( <i>macet</i> )	元利金の返済遅延が 180 日超の債権

#### (4) 対外債務に関する規制

##### a) 送金規制

海外送金については、原則として、海外への外国通貨送金に制限はなく、当事者は自由に外国通貨を送金できる。

しかしながら、ルピアに関しては、外国当事者によって保有される、又は外国当事者と

インドネシア当事者によって部分的に若しくは共同で保有される海外銀行口座へのルピアの送金は許可されていない<sup>105</sup>。

##### b) 報告義務

ファイナンス会社が対外債務を負担する場合、OJK、財務省、対外商業債務管理委員会 (Tim Pinjaman Komersial Luar Negeri) に対し、各年の対外債務に関する内容などの報告を行う必要がある。なお、対外債務を有していない場合にも報告義務が課されるものがある。

##### c) ヘッジ規制・流動性比率規制

###### ①銀行以外のインドネシア企業に一般的に適用される規制

銀行以外の一般のインドネシア企業 (ファイナンス会社を含む。以下同じ。) は、対象となる負債の弁済期に応じ、インドネシア銀行規則に従った下記の算式で計算される金額をスワップなどによりヘッジする必要がある<sup>106</sup>。

計算式 A

$$-(X - Y) \times 25\%$$

X : 外貨建て流動資産 (当該四半期の末日から 3 ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む)

Y : 当該四半期の末日から 3 ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

計算式 B

$$-(\alpha - \beta) \times 25\%$$

$\alpha$  : 外貨建て流動資産 (当該四半期の末日から 3 ヶ月以降 6 ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む)

$\beta$  : 当該四半期の末日から 3 ヶ月以降 6 ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

<sup>101</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 32 条 5 項。

<sup>102</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 32 条 2 項。

<sup>103</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 29 条 1 項。

<sup>104</sup> 2014 年 OJK 規則 29 号 28 条 3 項。

<sup>105</sup> 2005 年インドネシア銀行規則 7 号 3 条 (h)。

<sup>106</sup> 2014 年インドネシア銀行規則 16/21/PBI/2014 第 3 条。

インドネシア銀行規則においては、ヘッジの方法は、外貨、外貨建ての預金、市場性証券、通貨フォワード、スワップ及びオプションに基づく権利などの外貨建て資産を保有することとされている。

また銀行以外の一般のインドネシア企業は、下記の算式に従って計算された流動性比率を70%以上に維持する必要がある<sup>107</sup>。

$X' \div Y$
X' : 外貨建て流動資産（当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む。なお通貨フォワードについて、ヘッジ比率に関する規制とは異なり、当該四半期に締結されたものも含む）
Y : 当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

## ②ファイナンス会社に適用される規制

ファイナンス会社は、外貨建てローンの元金返済の全額についてヘッジを行う必要がある<sup>108</sup>。ただし、ヘッジ義務は、ファイナンス会社が2014年OJK規則29号の制定日（2014年11月19日）以前に貸付金を受領していた外貨建てローンには適用されない<sup>109</sup>。

インドネシア銀行規則とは異なり、顧客からローンと同一の通貨で返済を受領することがナチュラルヘッジとしてヘッジ手段として認められている<sup>110</sup>。

<sup>107</sup> 2014年インドネシア銀行規則16/21/PBI/2014第4条。

<sup>108</sup> 2014年OJK規則29号47条1項。2014年において、ファイナンス会社が借り入れた金額255.07兆ルピアのうち、米国ドル建てが83.91兆ルピア、円建てが28.79兆ルピアとされている（OJKの2014年年次報告）。

<sup>109</sup> 2014年OJK規則29号71条。

<sup>110</sup> 2014年OJK規則29号47条2項に関する解説。但し、1.(4)a記載の通り、2015年インドネシア銀行規則17号に従い、ルピアの利用が強

## d) 格付け規制

銀行以外の一般のインドネシア企業は、インドネシア銀行規則が定める格付け以上の格付けを取得しなければならない<sup>111</sup>。

格付け機関名	格付け
PT Perneringkat Efek Indonesia (PEFINDO)	idBB-
Fitch Ratings Indonesia	BB- (idn)
PT. ICRA Indonesia	(Idr) BB-
Moody's Investors Service	BA3
Standard & Poor's Fitch Ratings 日本格付研究所 Rating and Investment Information Inc.	BB-

また、以下の場合には、インドネシア企業自身ではなく、親会社の格付けを利用することができる<sup>112</sup>。

- i 親会社から外貨建て債務を借り入れている場合
- ii 親会社が外貨建て債務を保証している場合
- iii 商業活動開始後3年以内の会社の場合

なお、この格付け取得義務は、2016年1月1日以降に締結又は実行された契約から適用される<sup>113</sup>。

以上

制される場合があることに留意する必要がある。

<sup>111</sup> 2014年インドネシア銀行規則16/21/PBI/2014第5条。

<sup>112</sup> 2014年インドネシア銀行規則16/21/PBI/2014第5条5項。

<sup>113</sup> 2014年インドネシア銀行規則16/21/PBI/2014第14条3項。